	仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡	結城廃寺跡 附結城八幡瓦窯跡	岩宿遺跡	真福寺貝塚	比企城館跡群 菅谷館跡 松山城跡 杉山城跡 小倉城跡	武蔵国分寺跡 附東山道武蔵路跡
	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成二十年文部科学省告示第百九十七号及び平成二十三年文部科学省告示第十七号	平成十四年文部科学省告示第百七十七号	昭和四十五年文部省告示第百四十二号	昭和五十年文部省告示第百二十号、平成二年文部省告示第四百十号及び平成十四年文部科学省告示第百八十二号	昭和四十八年文部省告示第九十一号、昭和五十二年文部省告示第十二号及び平成二年文部科学省告示第三十三号	大正十一年内務省告示第二百七十号、昭和五年文部省告示第百十一号、和十一年文部省告示第百七十一号、昭和五十七年文部省告示第百十四号、平成十年文部省告示第百三号、平成十五年文部省告示第十四号、平成十八年文部科学省告示第百九十七号、平成十八年文部科学省告示第百九十二号、平成十九年文部科学省告示第百十一号、平成二十年文部科学省告示第十七号
	宮城県仙台市太白区郡山三丁目	茨城県結城市大字矢畑字結城寺前	群馬県みどり市笠懸町阿左美	埼玉県さいたま市岩槻区城南三丁目	埼玉県比企郡吉見町大字北吉見字四耕地 同　字五耕地	東京都国分寺市西元町二丁目 同　西元町三丁目
青森県つがる市木造館岡田小屋野六番五、四と同一番に挟まれ同木造館岡田小屋野六番一、五番と同木造館岡田小屋野六番二、三番に挟まれ同木造館岡田小屋野六番一、五番と同木造館岡田小屋野六番二、三番に挟まれる造亀ケ岡小屋野六番と近江沢小屋野六番一、五〇番北接する水路敷に挟まれるまでの道路敷を含む。	一二七番一三	一六〇番一のうち実測一〇三九・八九平方メートル、一六八番 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を茨城県教育委員会及び結城市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	三六二一番、三六二二番、三六二三番	九七三番一	二一一番、二一二番一、二一二番二、二一三番 二四番、二四三番二、二四三番三、二四三番四、二七八番二、二七九番二、二八一番一	一六五二番、一六五三番一、一六五三番二、一六五四番、一六五五番、一六五六番一、一六五六番二、一六五七番一、一六五七番二、一六五八番一、一六五八番二、一六五八番三、一六五九番、一六六〇番一、一六六〇番二、一六六〇番三、一六六一番、一六六二番 一五八七番、一五八八番、二一一番、二一二番、二一八三番、二一八四番、二一八五番 右の地域に介在する道路敷、東京都国分寺市西元町二丁目一六五二番に東接し同一六五四番に東接する道路敷、同一六五二番と同一六五四番に挟まれ同一六五八番に東接するまでの水路敷を含む。

部科学省告示第百十八号及び平成二十年文部科学省告示第百二十七号	馬高・三十稲場遺跡 昭和五十四年文部省告示第十八号	佐渡金銀山遺跡 平成六年文部省告示第十三号、平成二年文部省告示第二十一号、平成十年文部省告示第百四十七号、平成十二年文部科学省告示第百七十四号、平成十四年文部科学省告示第百七十七号、平成十六年文部科学省告示第百十四号、平成十七年文部科学省告示第二十四号、平成十八年文部科学省告示第二百十二号、昭和五十二年文部省告示第二百十二号、昭和五十五年文部省告示第二百十二号、昭和五十六年文部省告示第二百十二号、昭和五十七年文部省告示第二百十二号、昭和五十八年文部省告示第二百十二号、昭和五十九年文部省告示第二百十二号、昭和六十年文部省告示第二百十二号、昭和六十一年文部省告示第二百十二号、昭和六十二年文部省告示第二百十二号、昭和六十三年文部省告示第二百十二号、平成元年文部省告示第二百十二号、平成三年文部省告示第二百十二号、平成四年文部省告示第二百十二号、平成五年文部省告示第二百十二号、平成六年文部省告示第二百十二号、平成七年文部省告示第二百十二号、平成八年文部省告示第二百十二号、平成九年文部省告示第二百十二号、平成十年文部省告示第二百十二号、平成十一年文部省告示第二百十二号、平成十二年文部省告示第二百十二号、平成十三年文部省告示第二百十二号、平成十四年文部省告示第二百十二号、平成十五年文部省告示第二百十二号、平成十六年文部省告示第二百十二号、平成十七年文部省告示第二百十二号、平成十八年文部科学省告示第二百十二号、平成十九年文部科学省告示第二百十二号、平成二十年文部科学省告示第二百十二号及び平成二十一年文部科学省告示第二百十二号	松本城
	新潟県長岡市関原町一丁目字遠藤 同　字中原	新潟県佐渡市戸中	長野県松本市大手三丁目 同　城西二丁目 同　丸の内
	三五八七番一、三五九番のうち実測七六八・一二平方メートル、三六〇二番、三六〇三番、三六〇四番、三六〇五番、三六〇八番、三六一〇番のうち実測一一三・一六平方メートル 二八〇〇〇番五一、二八〇〇〇番五七、二八〇〇〇番六一、二八〇〇〇番六〇、二八〇〇〇番一八一、三〇四五番、三〇四六番、三〇四七番 新潟県長岡市関原町一丁目字中原二八〇〇番五一に北接する道路敷を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を新潟県教育委員会及び長岡市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	別図の通り。 備考　別図は省略し新潟県教育委員会及び佐渡市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）	三番一四、三番一七のうち実測二三・七五平方メートル、三番一八のうち実測九・五六平方メートル、三番一九、三番七〇のうち実測二〇〇・三一平方メートル、三番八一 三番二〇、三番二一、三番四六、三番四九 一六三番五、一六三番六 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び松本市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。